

令和4年8月29日  
子ども・若者部

## 世田谷区児童養護施設退所者等支援事業（せたがや若者フェアスタート事業） の拡充について

### 1 主旨

給付型奨学金については、社会全体で児童養護施設退所者等（以下、「退所者等」という。）を支える仕組みとして創設した「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金」（以下「基金」という。）を原資としており、平成28年度の事業開始以来、累計で2億円を超える寄付が寄せられている。

区は、令和3年4月に策定した「世田谷区社会的養育推進計画」においても、本事業について「施設・里親のもとで生活する時点から退所後までの一貫した支援」「就学・就職・就業訓練等の退所後の進路選択にかかわらず、個々の退所者等が社会生活を送るうえで抱えている課題の克服に資する支援」「自由度の高い経済的支援」などといった視点のもとで見直しに取り組むとしており、この間、給付型奨学金事業については一定の拡充を図ってきた。

また、国においては、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な支援を行うことを、児童相談所設置市を含む都道府県が行わなければならない業務として、改正児童福祉法（令和6年4月施行予定）の中で明確化された。

こうした中で、社会的情勢の急激な変化等により、退所者等の自立はさらに困難さを増しており、引き続き事業の拡充を目指す必要がある。

そのため、令和3年度に「世田谷区児童養護施設退所者等支援事業検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、今後のせたがや若者フェアスタート事業のあり方について検討を行ない、「世田谷区児童養護施設退所者等支援事業の拡充方針（別紙1）」（以下、「拡充方針」という。）をとりまとめた。今後、この拡充方針に基づき、退所者等に対する支援の拡充を進めていく。

### 2 さらに拡充に向けた取り組み

#### （1）相談支援【新規】

退所者等における現状・課題として、給付型奨学金給付者30名に対し、3割近くの者が中退しているという実態がある。また、就職した場合においても非正規雇用となる者も多く、離職率も高いなどの調査結果もあり、安定した社会生活を送るためには、経済的支援だけでなく、継続的できめ細やかなサポートが必要とされている。

そのため、社会的養護の出身者に対し、個々の状況に応じた相談支援を継続して実施することによって、安定した社会的自立を果たせるよう、居場所支援も含む、新たな相談支援事業を実施する。

なお、支援にあたっては、世田谷若者総合支援センターや青少年交流センター等の他の支援機関の機能を有効に活用していく。

## ①支援対象者

- (ア) 世田谷区内に存する施設を退所した者またはその養育を世田谷区内に在住する里親等に委託されていた者
- (イ) 世田谷区児童相談所の措置（一時保護を含む）により施設に入所またはその養育を里親等に委託された者
- (ウ) 上記（ア）（イ）以外の社会的養護出身者であって現に世田谷区内に在住する者
- ※（ア）（イ）については、継続的な支援の必要に応じて入所中（委託中）の者も対象とする。
- ※ 対象年齢の上限は40歳未満までを基本としつつも、支援の必要性に応じて柔軟に設定する。

想定対象者数・・・約400名程度

※「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査（令和2年12月実施）」からの推定値（参考）上記（ア）（イ）に該当する高校卒業の年度末で退所する者は毎年20名程度

## ②事業内容

### <実施内容>

- ・ 相談スペースのある「相談支援拠点」を設置する。
- ・ 電話や窓口での対応を基本としつつ、支援内容に応じては同行や訪問も行う。

### <開設日数>

- ・ 原則として週5日、1日4時間以上とする。（詳細については、就労や就学している支援対象者のニーズ等も踏まえて事業者と調整のうえ決定する。）

### <具体的な支援内容>

- ・ 相談者の求めに応じて、就労や就学を安定して継続できるよう、日常生活上の相談に応じるとともに、対象者の意見・意向や個別の状況に応じて、児童相談所や出身施設、フォスターリング機関・里親とも連携して支援を行い、支援対象者のニーズに合わせ様々な社会資源につなぐなど個別的な支援も行う。
- ・ 世田谷区児童相談所が施設・里親に措置していた者については、必要に応じて継続支援計画を作成し、継続的な支援を行う。

### <居場所支援との一体的な実施>

- ・ 相談支援と連携しながら、さまざまな悩みや困難、生活状況などを抱えた退所者等が相互交流するとともに、必要な支援につながっていくための仕組みとして、居場所支援も一体的に実施する。
- ・ 現在2か所で展開している既存の居場所支援と連携し、居場所支援全体のハブとしての役割を担うとともに、子ども・若者支援のネットワークを担う機関として、社会的養育の視点を持って積極的に地域の関係機関と連携していく。

- ・ 開設日数は就労や通学を考慮し、参加しやすい土日休日を中心として、週3日程度とする。

### ③想定事業経費

<歳出>	23, 100千円		
内訳	人件費	12, 144千円	
	事業所運営費等	10, 956千円	
<歳入>	6, 330千円		
内訳	国補助金	6, 330千円	
	(社会的養護自立支援事業) (補助割合1/2)		

### ④事業者の選定

プロポーザル方式による事業者選定を行う。

### ⑤事業開始時期

令和5年5月以降

## (2) 資格等取得支援【新規】

進学者への経済的支援が充実してきた一方で、退所者等の進路として就職を選択する児童も多い実態がある。また、就職した場合においても非正規雇用となる者や離職率が高いなどの現状がある。

そのため、就職に向けて必要となる資格等を取得するための費用の助成を行う資格等取得支援を行う。

### ①事業内容

就職に向けて必要又は安定した就労につながると認められる資格等の取得のための次の費用の助成を行う。

(ア) 普通自動車第一種運転免許 上限30万円

(イ) (ア) 以外の資格等 上限10万円(原則)

### ②対象者

以下(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者。

また、退所者等が、その社会的自立に向け、一般の若者と同じスタートラインに立つための支援である基金の趣旨を踏まえるとともに、一旦社会に出た後、離職した場合の再就職や、資格取得によってさらなるキャリアアップを目指すことなどが可能となるよう、対象年齢を30歳未満の者とする。

(ア) 世田谷区内に存する施設等を退所または措置解除された者

(イ) 世田谷区児童相談所の措置により施設等を退所または措置解除された者

(ウ) 措置延長中の者及び自立援助ホーム入所中の者

※②(ア)(イ)については、いずれも18歳到達年度末前に退所した者(過去において措置・委託されたことがあり家庭復帰した者等)についても、一定の条件の下で給付対象とする。

※②(ウ)にかかる対象者の詳細については、施設措置費制度等との整合を図るものとする。

なお、支給に当たっては有識者等による審査会において交付を決定する。

#### 想定事業経費

<歳出>	2,900千円		
内訳	運転免許分	2,700千円	(上限300千円×9名)
	資格取得分	200千円	(100千円×1回×2名)
<歳入>	基金繰入金	2,900千円	
事業開始時期			
令和5年4月			

### (3) 給付型奨学金【拡充】

#### 事業概要(現状)

- ・ 児童養護施設退所者等奨学基金の寄附金を原資として、大学等に進学し、継続して就学するための学費の一部を給付(有識者等を含めた審査会で審査のうえ交付を決定)
- ・ 対象者は区内の児童養護施設退所者等、区児相が措置した者で区外施設等の退所者等であり、18歳到達年度末以降に退所し、かつ、大学等に進学する前年度末(3月31日)の時点で30歳未満の者が対象
- ・ 令和4年度より、給付上限額の引き上げ、対象者及び申請要件の拡充、対象経費の拡充を実施済み。(詳細は別紙1の「3 令和4年度における拡充内容(実施済)」を参照。)

#### 課題

- ・ 大学在学中に生活困窮に陥ってしまう者や、措置延長中や自立援助ホーム入所中に大学等に進学した者も、就学に係る経済的な厳しさを抱えており、その者への支援も必要であること。
- ・ 就学継続支援費を新たに設置したことにより、退所者の家賃に係る負担が軽減された一方、現行では奨学金の対象外である措置延長等で入所中の者との間に支援の差が出ていること。
- ・ 現行制度では対象となっていない者(18歳到達年度末前に退所した者、自立援助ホームの入所者等)にも支援を必要とする者がいること。

#### 見直し内容

- ・ 措置延長中や自立援助ホーム入所中の者も給付対象とする。
- ・ 児童養護施設等を(現行の18歳到達年度末以降に退所した者に加え)18歳到達年度末前に退所した者(過去において措置・委託されたことがあり家庭復帰した者等)についても、一定の条件の下で給付対象とする。

#### 経費

<歳出>	学費	9,570千円	(令和4年度比 - 850千円)
			(想定対象者数: 29名(一人当たり給付額 平均330千円/年))
<歳入>	基金繰入金	9,570千円	(令和4年度比 - 850千円)
事業拡充時期			
令和5年4月			

#### (4) 住宅支援【拡充】

##### ①事業概要（現状）

- ・ 区内5か所の借り上げ型区営住宅の一室を利用し、月1万円の住居費負担金で提供
- ・ 各住戸は2～3名によるシェアハウス方式（入居定員最大13名）
- ・ 対象者は区内の児童養護施設または里親の措置解除となっている者であり、進学者は修学年限、就職者は2年間利用可能
- ・ 入居者に対し、施設職員等の訪問面談による生活サポートを実施

##### ②課題

- ・ 実際に利用した退所者等からは、家賃負担が軽減され大変に助かったという声がある一方で、シェアハウス方式に対して難色を示す声も根強いこと。
- ・ 退所者等が個々に抱える課題や入居者同士の組み合わせなども考慮する必要があることなどから、居室利用率は全体の3割弱程度に留まっていること。
- ・ 通勤や通学等の都合で区外に居住する必要がある場合等、現行制度を利用できない退所者等に対する支援がないこと。（給付型奨学金の見直しにより、特に就職者との差が大きくなっている。）

##### ③見直し内容

- ・ 区内自立援助ホームに措置されていた者、区児相により区外施設等に措置されていた者も利用対象者として拡充する。
- ・ 進学、就労等の進路の如何に関わらず、新たに月3万円の家賃補助を行う。  
（現行の住宅支援（シェアハウス方式）等の利用者は除く。）  
（家賃補助の対象期間は原則、進学者は修学年限、就職者は2年間とする。）
- ※なお、支給に当たっては有識者等による審査会において交付を決定する。
- ・ 区が借り上げて実施している住宅提供型の支援を引き続き実施し、現行のシェアハウス方式から、個室住戸方式へ転換していく。

##### ④経費

<歳出> 23,463千円（令和4年度比+12,960千円）

内訳	住宅賃借料	8,926千円
	住宅共益費	72千円
	住宅維持管理委託	209千円
	入居者生活サポート委託	1,200千円
	住宅修繕費	96千円
	家賃補助経費	12,960千円

（想定対象者数：就職者22名+進学者14名）

<歳入> 17,818千円（令和4年度比+12,960千円）

内訳	入居者負担金	720千円
	都補助金	4,138千円
	（子供家庭支援区市町村包括補助事業）（補助割合1/2）	
	基金繰入金	12,960千円

##### ⑤事業拡充時期

令和5年4月

ただし、個室住戸型の住宅提供については、令和6年度以降実施予定

#### (5) 居場所支援【継続】

##### 事業概要

- ・ 区内2か所(岡's キッチン、for youth シモキタトナリ)で月1回開催し、退所者と支援者等と一緒に食事をするなどを実施

##### 課題

- ・ 実施場所や回数が限定的であり、事業自体について知らない退所者等も多いこと。
- ・ 対象者の支援ニーズを十分に把握することや、それに応じて必要な支援機関へつないでいくなどといった点においても限界があること。

##### 見直し内容

- ・ 新たに実施する相談支援事業との連携により、対象者の支援ニーズを広くすくい上げ、事業効果のさらなる向上及び居場所支援全体の充実を目指す。
- ・ 当事者等による自主的な取り組みに対する支援を検討する。

##### 経費

<歳出>	居場所運営委託	960千円	(令和4年度比±0千円)
<歳入>	都補助金	480千円	(令和4年度比±0千円)
	(子供家庭支援区市町村包括補助事業)(補助割合1/2)		

##### 事業拡充時期

令和5年4月

ただし、自主的な取り組みに対する支援については、令和6年度以降実施予定

#### (6) その他

- ・ 基金に寄せられた寄附について、寄附金と基金活用のバランスを保ちつつ、区民等の厚志が着実に退所者等の社会的自立に活かされるようにするとともに、引き続き、基金を持続可能なものとしていくための普及啓発等に取り組む。

### 3 総経費

<歳出>	59,993千円	(令和4年度比+38,110千円)
内訳	相談支援	23,100千円
	資格取得支援	2,900千円
	給付型奨学金	9,570千円
	住宅支援	23,463千円
	居場所支援(既存)	960千円
<歳入>	37,098千円	(令和4年度比+21,340千円)
内訳	相談支援	6,330千円
	資格取得支援	2,900千円

給付型奨学金		9,570千円
住宅支援		17,818千円
居場所支援(既存)		480千円
(参考)財源別歳入内訳	家賃収入	720千円
	都補助金	4,618千円
	国補助金	6,330千円
	基金	25,430千円

#### 4 世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例の改正について

基金に寄せられた寄附を最大限に活用し、区民等の厚志が着実に退所者等の社会的自立に活かされるようにするため、拡充方針の内容を踏まえ、別紙2のとおり、必要な改正を行う。

<主な改正内容>

助成対象に、大学等への進学後の学費のほか、就労のための技能の習得や生活の安定に必要な費用を加える。

#### 5 今後のスケジュール(予定)

令和4年11月 福祉保健常任委員会報告(条例改正)

12月 第4回区議会定例会にて条例改正案を提案

令和5年 1月 プロポーザル実施予定(相談支援)

4月 改正条例の施行、拡充事業実施(給付型奨学金の対象者拡充、住宅支援の対象者拡充、家賃補助実施など)

5月以降 新たな相談支援事業実施

# 【世田谷区児童養護施設退所者等支援事業 さらなる拡充の取組み】

平成28年度

令和2年度

令和4年度

令和5年度

★基金  
活用事業

## 給付型奨学金

- ・ 給付上限36万円/年
- ・ 進学の前年度末時点で23歳未満
- ・ 一度奨学金を受給して卒業又は退学した場合、二度目の申請不可



### コロナ対応（緊急措置）

- ・ 給付上限額撤廃
- ・ 教科書参考図書代、通学交通費等を対象経費に追加

### 拡充

- ・ 給付上限 <36万円→50万円/年>
- ・ 進学の前年度末時点で <23歳未満→30歳未満>
- ・ PC購入経費を対象に追加（要件あり）
- ・ 安定した学業継続を支援する「**就学継続支援費**」を新設（要件あり）

### 拡充

- ・ **措置延長中や自立援助ホーム入所中も対象**
- ・ **18歳の年度末前に退所した場合も、一定の条件付で対象**

## 資格等取得支援

- ・ 就職に向けた資格等取得を支援
- ・ 給付上限は自動車運転免許30万円、その他資格等10万円

【新規】  
★基金  
活用事業

- ・ 対象者の弾力化（**自立援助ホーム、区外施設・里親出身者等も対象**）

## 家賃補助

- ・ 自身で賃借したアパート等の家賃に対し、月3万円を補助

【新規】  
★基金  
活用事業

- ・ 新たな相談支援事業との連携による事業効果のさらなる向上

## 相談支援

- ・ 身近な困りごとの相談対応、個別の状況に応じた支援、関係機関へのつなぎ
- ・ 退所者同士が相互交流し、必要な支援につながっていけるよう、居場所支援を併せて実施

【新規】



基金（寄附金）  
のさらなる活用



国等の  
補助金活用

## 住宅支援

- ・ 2LDK～3DKの借上げ区営住宅を、退所者等支援用として5住戸確保
- ・ 入居者負担1万円/月
- ・ 2-3名での共同生活（シェアハウス型）
- ・ 出身施設によるサポート付

## 居場所・ 地域交流支援

- ・ 仲間や地域の大人たちとおしゃべりやゲーム、食事を楽しむ居場所
- ・ 区内2か所で、それぞれ月1回実施





# 【新たな相談支援事業のイメージ図】

○改正児童福祉法（令和6年4月施行）

【社会的養護自立支援拠点事業】（都道府県等の努力義務として位置づけ）

社会的養育経験者の自立支援として、「措置解除者等や自立支援を必要とする者を対象」に、「相互の交流を行う場を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う」



**【概要】**

- 開設日数：原則として週5日、1日4時間以上
- 実施内容：電話や窓口での対応を基本とし、支援内容に応じて同行や訪問も実施
- 事業内容：
  - ・日常生活上の相談に対応するとともに、対象者の意見・意向や個別の状況に応じて、児童相談所や出身施設等とも連携した支援
  - ・対象者のニーズに合わせて、様々な社会資源につなぐなどの個別的支援
  - ・世田谷若者総合支援センター等、他の支援機関の機能の有効活用
  - ・さまざまな悩みや困難などを抱えた退所者等が相互交流するとともに、必要な支援につながっていくための仕組みとして、相談支援拠点において**新たな居場所支援（週3日以上）**を実施
- 対象者：
  - ① 世田谷区内の施設/里親のもとを巣立った人
  - ② 世田谷区児童相談所の措置（一時保護を含む）により施設/里親のもとで生活していた人
  - ③ ①②以外の社会的養護出身者で、世田谷区内に住んでいる人

## 世田谷区児童養護施設退所者等支援事業の拡充方針について

## 1 今回の拡充検討について

- ・ 区は、児童養護施設等を巣立った若者が、学業と生活を両立しながら社会的自立に向けて安定した生活を継続することが困難な実態があることから、すべての若者が同じスタートラインに立ち、未来を切り開くための仕組みとして、児童養護施設退所者等を対象とした、給付型奨学金、住宅支援、居場所・地域交流支援からなるせたがや若者フェアスタート事業の継続実施に取り組んできた。
- ・ 特に給付型奨学金については、社会全体で支える仕組みとするために「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金」を創設し、基金への寄附を原資に運用しており、平成28年度の事業開始以来、累計で2億円を超える寄附が寄せられている。
- ・ こうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響などを踏まえ、給付型奨学金について、支給対象経費や支給額の拡充に取り組んできているが、国等において同様の奨学金制度の拡充が進んだことなどもあり、給付額は一定の範囲で推移しており、基金の十分な活用が図られているとは言えない実態がある。
- ・ 一方、国においては、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な支援を行うことを、児童相談所設置市を含む都道府県が行わなければならない業務として、改正児童福祉法（令和6年4月施行予定）の中で明確化されることとなったところである。
- ・ 社会情勢の急激な変化により、対象者等の自立がさらに困難さを増す中、給付型奨学基金に寄せられた寄附を最大限に活用し、区民等の厚志が着実に退所者等の社会的自立に活かされるよう、せたがや若者フェアスタート事業のさらなる見直しに向けた方針として「世田谷区児童養護施設退所者等支援事業の拡充方針について（案）」を次のとおり取りまとめる。

## 2 拡充検討にあたっての視点（世田谷区社会的養育推進計画等）

- ・ 自立に向けた準備段階である中学生から退所後の30歳代まで、施設・里親のもとで生活する時点から退所後までの一貫した支援が求められていること。
- ・ 就学・就職・就業訓練等の退所後の進路の選択にかかわらず、個々の退所者等が社会生活を送るうえで抱えている課題の克服に資する支援が求められていること（退所後も相談できる窓口の設置や、生活相談、就職活動・就業訓練・住居探し等にあたっての助言・付き添い、弁護士等の紹介等のソーシャルワークによる支援など）
- ・ 多様な進路選択に向け、受験勉強や資格取得、就業訓練、就職準備などに自由に取り組むことができるよう、現行の国・都の支弁に加えての自由度の高い経済的な支援が求められていること

- ・ 住宅支援の見直しにあたっては、単身入居や手厚い生活援助など、退所者等には多様なニーズがあることを踏まえること
- ・ 居場所・地域交流支援の見直しにあたっては、施設・里親のもとで生活するうちから、退所後を見据えての児童同士の交流や、居場所・地域とのつながりを作る機会を設けるなどの工夫が求められること

### 3 令和4年度における拡充内容（実施済）

令和4年度から、2に掲げた視点も踏まえたうえで、「給付型奨学金」事業において、以下の拡充を行っている。

#### 1) 給付上限額の引き上げ

- ・ 授業料等の給付上限額を年50万円(\*)とする。  
\*但し、自己負担額が50万円を超える事例が生じた場合には、世田谷区児童養護施設退所者等奨学金事業審査会において個別に内容を検討して対応する。

#### 2) 対象者及び申請要件の拡充

- ・ 対象年齢を30歳未満（大学等に進学する前年度の3月末時点）とする。
- ・ 過去に当奨学金の給付を受け、大学等を卒業（中退含む）したことがある場合も対象とする。

#### 3) 対象経費の拡充

- ・ 授業に必要となるパソコンの購入費用についても教材費として給付対象とする。
- ・ 学業と生活の両立を支援するための就学継続支援費(\*)を新たに設ける。  
（1月当たり3万円）  
\*ただし、区の住宅支援等を利用している場合は対象外とする。
- ・ 現在通学している学部に関連するものに関わらず、広く資格取得等にかかる費用を支給対象とする。

### 4 児童福祉法改正について

- ・ 令和6年4月施行予定の改正児童福祉法において、社会的養育経験者の自立支援として、以下の内容が盛り込まれることとなった。

○ 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、

#### ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

#### ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置付ける。

<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者(\*)を対象  
 (\* )例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

## 5 さらなる拡充に向けた方針案

### 【新規】相談支援

#### ■現状・課題

- ・ 給付型奨学金給付者 30 名に対し、3 割近くの者が中退しているという実態がある。
- ・ また、就職した場合においても非正規雇用となる者も多く、離職率も高いなどの調査結果もあり、安定した社会生活を送るためには、経済的支援だけでなく、継続的できめ細やかなサポートが必要とされている。

### 方針

社会的養護の出身者に対し、個々の状況に応じた相談支援を継続して実施することによって、安定した社会的自立を果たせるよう、新たに相談支援事業を実施する。  
 (支援体制)

- ・ 相談支援業務は電話や窓口での対応を基本としつつ、支援内容に応じては同行や訪問も行うことを想定する。
- ・ 基本的には、相談スペースのある「相談支援拠点」を設置する。(開設時間等は、支援対象者のニーズも踏まえて支援内容の詳細とともに検討する。)
- ・ 支援にあたっては、施設やフォスタリング機関によるアフターケアとの整合を十分に図っていくことを前提とする。
- ・ 既に家庭復帰した者や、施設等との関係性が途切れてしまった者など、さまざまな支援対象者がいることを前提に、重層的な支援体制の中で必要となる機能や体制を整備する。
- ・ 自ら相談する力や意思がない者などの支援ニーズを把握し必要な支援につなげられるよう、関係機関との連携や事業の周知、アクセスしやすい手法や雰囲気づくりなどについて工夫するとともに、アウトリーチ型の支援についても検討する。
- ・ 多様な支援対象者がいることを踏まえ、支援に必要な専門性は担保しつつも、支援内容に応じては、当事者や地域のサポーター等、多様な支援者像を想定する。
- ・ 民間事業者の自由な発想とノウハウを活用するため事業者への委託を想定する。
- ・ 支援対象者数や支援内容に応じて十分な体制を確保する。

## (対象者)

- ① 世田谷区内に存する施設を退所した者またはその養育を世田谷区内に在住する里親等に委託されていた者
- ② 世田谷区児童相談所の措置（一時保護を含む）により施設に入所またはその養育を里親等に委託された者
- ③ ①②以外の社会的養護出身者であって現に世田谷区内に在住する者

※①～③はいずれも既に家庭復帰している者も含む。

## (支援期間)

- ・ 対象年齢の上限は40歳未満までを基本としつつも、支援の必要性に応じて柔軟に設定する。
- ・ 支援へのつながりや継続性などの観点から、入所中からの支援も想定する。

## (支援内容)

- ・ 相談者の求めに応じて、就労や就学を安定して継続できるよう、日常生活上の相談に応じるとともに、対象者の意見・意向や個別の状況に応じて、児童相談所や出身施設、フォスターリング機関・里親とも（他児相で措置委託されていた者については他児相とも）連携して支援を行い、支援対象者のニーズに合わせ様々な社会資源につなぐなど個別的な支援も行う。
- ・ 支援内容については東京都や世田谷若者総合支援センター等の他機関等による既存の支援事業を組み合わせるなど、有効に活用することを前提に整理していく。

## ・ 想定される支援内容

- 1) 各種相談（生活相談、居住相談、金銭相談、就学相談、法律相談など）
- 2) 就労相談（例：キャリア相談、職場体験など）
- 3) 住居探し・就職探しなど、必要に応じた同行支援
- 4) 心理的カウンセリングや医療連携支援
- 5) 世田谷若者総合支援センターや福祉の相談窓口、各支援機関などとの連携

- ・ 世田谷区児童相談所が施設・里親に措置していた者で、18歳到達年度末以降に退所した者については、原則として継続支援計画(\*)の作成を行う。（それ以外の者についても、支援内容に応じては継続支援計画を作成する。）

(\*)支援対象者の意見・意向とともに、心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め、退所後の生活等を考慮した計画

## (居場所支援)

- ・ さまざまな悩みや困難、生活状況などを抱えた退所者等が相互交流するとともに、必要な支援につながっていくための仕組みとして、相談支援と併せて居場所事業に取り組むことを検討する。
- ・ この居場所は、来所者が安心・安全に過ごすことができ、自由に相談ができるとともに、食事を提供するなど、誰でも来やすい場となるよう工夫する。
- ・ 区内で実施している他の居場所事業や支援団体との連携のハブとしての役割も担っていく。

## 居場所支援

### ■現状

- ・ 地域の中で身近に相談できる仲間や大人たち等との関係を築き、交流できる居場所として、区内2か所で交流の機会をつくり提供。
- ・ 2つの地域活動団体が各月1回開催し、退所者と支援者等と一緒に食事やレクリエーションを実施。
- ・ 運営：「岡さんのいえ TOMO」（岡’s キッチン）  
SHOEHORN（for youth シモキタトナリ）

### ■課題

- ・ 実施場所や回数が限定的であり、事業自体について知らない退所者等も多い。また、対象者の支援ニーズを十分に把握することや、それに応じて必要な支援機関へつないでいくなどといった点においても、限界がある。

### 方針

- ・ 現行実施している居場所支援事業についても引き続き事業継続し、前述の相談支援事業との連携により、事業効果のさらなる向上を目指していく。
- ・ 当事者等による自主的な取り組みに対する支援についても検討していく。

## 給付型奨学金

### ■現状

- ・ 進学にあたり親族等の経済的な支援を受けられない若者に対し、児童養護施設退所者等奨学基金の寄附金を原資として、大学等に進学し、継続して就学するための学費の一部を給付。
- ・ 区内の児童養護施設等退所者、世田谷区児童相談所が措置した区民で区外施設等において過ごした退所者が対象

### ■課題

- ・ 大学在学中に生活困窮に陥ってしまう者や施設にかからなくても困窮している者がおり、その者への支援も必要ではないか。
- ・ 現行制度では対象となっていない者（18歳到達年度末前に退所した者、自立援助ホームの入所者等）にも支援を必要とする者がいる。

### 方針

- ・ 引き続き社会的養護の出身者を対象とすることを基本としつつ、現行の18歳到達年度末以降に退所した者に加え、18歳到達年度末前に退所した者（過去において措置・委託されたことがあり家庭復帰した者等）についても、一定の条件のもと対象とすることを検討していく。
- ・ ①措置延長中や②自立援助ホーム入所中の者も対象とする方向で検討していく。

- ・ 従来の大学等へ進学した者の学費だけでなく、高校を中退した者の学び直しや、就職者を対象とした資格取得にかかる費用などへの支援についても、実際のニーズや進学者に対する給付型奨学金とのバランスを見ながら今後検討していく。

## 住宅支援

### ■現状

- ・ 住まいの困窮度の高い退所者等に対し、高齢者向けに借り上げ区営住宅に併設される旧生活協力員居住室を月1万円の住居費負担金で提供。
- ・ 5住戸（養護施設用4戸、里親用1戸）、最大13名入居可（1戸あたりの定員2～3名のシェアハウス方式）
- ・ 大学等進学者は所定の修学年限、就職者は2年間利用可
- ・ 生活サポートとして児童養護施設職員が月に一度住戸を訪問面談し、学業・就労や生活の状況を確認して必要な助言等を行い、社会的自立に向けた支援を実施している。

### ■課題

- ・ 実際に利用した退所者等からは、家賃負担が軽減され大変に助かったという声がある一方で、シェアハウス方式に対して難色を示す声も根強い。
- ・ 退所者等が個々に抱える課題や入居者同士の組み合わせなども考慮する必要があることなどから、居室利用率は全体の3割弱程度に留まっている。
- ・ 通勤や通学等の都合で区外に居住する必要がある場合等、現行制度を利用できない退所者等に対する支援がない。（給付型奨学金の見直しにより、特に就職者との差が大きくなっている。）

## 方針

- ・ 当面の対応（令和5年度実施目途）として、他の支援制度との兼ね合いも踏まえつつ、現行制度における対象者の拡充（区児相により区外の施設等に措置されていた者、区内自立援助ホームに措置されていた者）を行うとともに、新たに就職者も含めた家賃補助方式による支援も導入していく。
- ・ 中期的には、一定の見守り等の支援が必要な対象者向けの住宅支援として、児童福祉法改正（令和6年4月施行予定）による社会的養育経験者に対する自立支援の強化（自立生活援助の年齢の弾力化）に関する動向も見据えながら、現行のシェアハウス方式から、サポート付の個室住戸型へ転換する方向で検討していく。
- ・ 拡充の検討にあたっては、自立生活援助事業との位置づけを整理しながら進める。

## 6 その他

### 1) 地域資源のさらなる活用と連携

区内には子どもや若者に関する支援機関(児童館、世田谷若者総合支援センター、青少年交流センター等)が数多くあり、こうした身近な地域資源が社会的養護の分野とも相互に連携して子どもたちのアフターケアについて継続的にともに担っていくという視点も重要である。施設入所等の段階からさまざまな機会を捉えて、こうした地域資源との連携や活用を図っていく取組みや、新たな相談支援体制の中で、こうした機関が社会的養育の一端を担うための環境整備などについても今後検討していく。

### 2) 社会的養護出身者以外の若者への支援

5に掲げた取組みについては、当面、社会的養護の出身者を対象とすることを基本とするが、拡充後の実施状況と基金の活用範囲を踏まえて、可能なものについては、社会的養護の経験はないが、支援を必要とする若者を対象とすることについても、今後積極的に検討していく。



世田谷区児童養護施設退所者等支援事業  
 (せたがや若者フェアスタート事業) 検討会

■ 委員名簿

	氏名 (敬称略) *50音順	所属
学識経験者	太田 由加里	日本大学文理学部社会福祉学科教授
	庄司 洋子	立教大学名誉教授
	森田 明美	東洋大学社会学部社会福祉学科教授
施設	飯田 政人	社会福祉法人福音寮 理事長
	渡辺 俊彦	社会福祉法人東京育成園 園長
当事者	田中 麗華	一般社団法人ゆめさぼ 代表理事
	ブローハン聡	一般社団法人 コンパスナビ 就労支援・自立支援 広報担当リーダー
世田谷区	土橋 俊彦	世田谷区児童相談所長
	柳澤 純	世田谷区子ども・若者部長
	山本 久美子 (~R4.3) 嶋津 武則 (R4.4~)	世田谷区子ども・若者部若者支援担当課長 世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課長

## ■ 開催スケジュール

回	開催日	内容
第1回	令和4年 1月24日(月)	(1) 令和4年度からの奨学金事業拡充の方向性について(報告) (2) 新たな相談支援体制等について (3) 今後の検討会のスケジュールについて
第2回	3月11日(金)	(1) 支援団体による活動紹介 (2) 第1回のまとめと今後の方向性 (3) 相談支援事業実施のイメージ
第3回	4月13日(水)	(1) 事業見直しの方針案について (2) 住宅支援のあり方について
第4回	5月13日(金)	(1) 事業拡充方針最終(案)について

## ■ 検討会で出た主な意見(⇒は方針に反映した内容)

### 第1回

#### 検討にあたっての議論の範囲・方向性などについて

- 社会的養護を一度でも受けた者、18歳時点で受けていた者、社会的養護を受けてこなかったが支援を必要としている者など、議論の対象となる範囲をまずは整理すべきではないか。
- 社会的養護の出身者でなくても困窮している者への支援が必要ではないか。例えば、児童相談所の相談した履歴のある者は対象にするなどの考え方もあるのではないか。
- 世田谷区は地域資源が潤沢であり、そういうものを活用するとか、伴走型支援の必要性やSNSなどの活用なども考えられる。どこに向けて議論するのかももう少し明確にするべきではないか。
- 相談窓口があれば利用するというようなものではない。自ら相談できない子をどのように支援していくかということが課題ではないか。  
⇒関係機関との連携や事業の周知、アクセスしやすい手法や雰囲気づくりなどについて工夫するとともにアウトリーチ型の支援についても検討
- 支援の基盤は施設であり、その基盤の上に区の支援があることが心の安定に繋がってくる。
- 年齢の枠ははめずに個々の必要な時期に必要な支援を届けるのがフェアスタートである。年齢の議論はあまりせずに、制度として(支援が必要な子どもたちの)全体をカバーしていくような形にするべきではないか。  
⇒相談支援事業の対象年齢を40歳未満までを基本としつつも、支援の必要性に応じて柔軟に設定
- 一度は施設や里親にいたという人も応募する権利を持たせるなどの形で枠組みを作り直すならば、家庭を大事にした世田谷らしい支援であり、寄附者

の意向に応えることにも繋がるのではないか。

⇒給付型奨学金事業や資格取得支援において過去に措置・委託されたことがあり家庭復帰した者等も対象とする

### 住宅支援について

- シェアハウスはうまくいかないことが多い。入居者同士の関係性によっても変わる。
- 一人で住みたいという願望が強いため、家賃補助や個室住居などプライベートを保障した支援が必要ではないか。
- ⇒今後、住宅提供型の住宅支援を個室住戸型へ転換する方向で検討
- 一方で、複数で住むのを好む者もいるため、選択肢があるとよい。
- ⇒家賃補助方式を導入し住宅支援の選択肢の幅を拡大するとともに、現行の住宅提供型の支援も継続

### 第2回

- 国の制度が突如変わったときのフォローが必要。継続的に相談できる体制を作っておかないと就学支援は難しい。
- 幅広い支援が必要であり、その分しっかりとした支援体制が必要。
- 社会的養護を経していない者のほうが、制度の対象にもならず厳しい状況にある。就労する人はそれだけの力を持っているが、学生は基盤が虚弱な中で生活していると感じる。
- 大学の相談室の支援を受けないと学生生活が続けられないという子が増えている。
- 心理的なケアをする役割が必要であり、精神的に不安定な状態にある者のカウンセリング的な相談ができるような枠組みを作るべき。例えば、若者支援総合センターを活用するなどができないか。
- ⇒相談支援事業において若者支援総合センターや青少年交流センター等、他の支援機関の機能も有効に活用
- 社会的養護の経験を隠したい人は支援につながりにくい。サービスを本当に必要な人につなぐのは難しい。過去に繋がったことがある者を対象にすると、その間を誰が埋めるのが難しい。
- もっと自由にいろいろな場所が使えると、社会的養護への理解と共感が広がるのではないか。特別だから皆が寄附するということから脱却しないといけない。
- それぞれの施設でどのようなアフターケアをしているかにかかっているのではないか。施設によって違うので一律にはならない。
- 施設に頼ることができない若者もいる。多様な状況にある若者たちがハードル低く行ける場所が地域の中でたくさんできれば、施設が支える方法もあるし、社会が支える方法もある。
- ⇒相談支援事業において若者支援総合センターや青少年交流センター等、他の支援機関の機能も有効に活用

### 第3回

#### 地域資源との連携等について

- 既存の世田谷区の多様な若者支援機関と有機的に連携する（横串をさす）ことが重要。
- フォローアップしていく場所・人を総合的に考えられないか。世田谷区にある若者支援の拠点に行けば必要な支援に絶対につながるというような。そうすると施設を作ることの価値が上がるのでは。
  - ⇒施設入所等の段階からさまざまな機会を捉えて、地域資源との連携や活用を図っていく取組みや、新たな相談支援体制の中で、こうした機関が社会的養護の一端を担うための環境整備などについても今後検討
- 支援機関について、最初の入口の敷居は低いが、中に入ると様々な支援機関があり奥行が深いと、支援を受けやすい。そこへ行く目的が他にあり、ついでに相談できるという形もよいのではないか。
- 若者支援総合支援センターは、当事者の行動範囲を広げさせない複合型の支援拠点になっていることが、青少年交流センターは、22時まで開館していることが評価できる。

#### 相談・居場所支援について

- 夜間の相談対応の必要性が高い。
  - ⇒相談支援の開設時間については、就労や就学している支援対象者のニーズ等も踏まえて決定
- やはり子どもは「人」についていくというところがある。どうすれば安心して語れるような場所を作るかが大事ではないか。子どもは何か食べている時に一番自分を出せる。
- 住宅があって奨学金があれば大学を卒業できるかという、そういうものではない。「人」の支援とセットだと実感している。
  - ⇒新たな相談支援事業を実施
- 相談を受ける側の体制が整っていても、相談する側の力がないと相談は難しい。専門支援につなぐ場合も、相談者への伴走支援・同行支援が最も重要。対象者の困りごとに寄り添って相談に乗る人を配置し、他機関や専門支援につなぐ仕組みが必要ではないか。
  - ⇒相談支援事業において支援内容に応じて同行や訪問も行う
- 自ら相談する力や意思がない者などの支援ニーズの把握は、誰がどうやって把握するのか。そういった支援ニーズをどのように把握しながら、相談へつなげていくのかが見えないと感じる。
- 自分の相談したいことや不安に思っていることを言語化できない子どももいる。普段のかかわりの中で話し合い、お互いを高めあっている。近くで気軽に話せるということが重要。

#### 給付型奨学金について

- 国の支援は成績に要件をかけてくる。世田谷区は安心してそのまま継続できるような方針を打ち出してほしい。

#### 住宅支援について

- 一人ひとり自立度が違い、人とのかかわり方も違う。多様な（住宅）支援の

あり方を用意することが重要。

## 第4回

### 相談・居場所支援について

- 施設を巣立った子どもが相談支援につながるためには、入所中から相談支援の仕組みを体験するなど、しっかりつながっておくことが必要。インケアの段階から連動しておくことが大切である。

#### ⇒相談支援事業において入所中（委託中）の者も対象とする

- 相談場所がいろいろあると、どこへ行ったら良いのかわからなくなることがある。支援拠点の見える化、伝え方の工夫が必要。
- 地域の様々な施設や支援者、福祉サービスがつながれる手法を区全体で考えてはどうか。公的な機関だけでなく市民がつながり伴走できると思う。
- 区の人的・社会的資源の情報を、若者が使う SNS も活用して集約できると良い。

### 住宅支援について

- （住宅に関するアンケートで「(サポートする人が) いつも近くにいる」がゼロだったのは) 施設で育てているので、施設を出てからも一定の距離を保ちつつも見ていてほしい、という気持ちの表れでは。
- 巣立った子どもたちが必要な時にいつでも来られる、必要な時に頼れるが干渉しない、ゆるやかな共同体のようなものがあったとしても良いのではないか。
- 少し手を伸ばせば相談員がいて安全性と安心感が担保された、地域に出ていくときの緩やかな仕組みとして、本当に一人暮らしをするときのステップとして、住まいの形が提供できると良い。

#### ⇒区が借り上げで実施している住宅提供型の支援を引き続き実施

- ある程度の快適さ、人に誇れるくらいの気持ち良い環境、それが人としてのプライドにつながる。一定の共同性と一定の独立性を、それぞれ住まいの中に整えていくべき。

#### ⇒今後、住宅提供型の住宅支援を個室住戸型へ転換

- サポート付個室住戸は、一定の共同性と独立性が実現しやすい。そこで定期的に集まって活動したり、サポートスタッフが入る形も良いのではないか。
- 使われなくなった社員寮や学生寮の活用を検討してみてもどうか。
- 施設の近くなら何かあれば支援に行けるし本人も来られるが、子どもが地域から離れた時の支援の仕方をどう作るか。住宅支援はお金だけの問題ではなく、誰がどう支援するかという点がキーワードになる。
- サポートする人材が重要になってくる。人材をどう配置するかが次の課題になる。

### その他

- 進学しない場合でも、資格取得のニーズが高い。資格取得により就労先が広がるので、この部分の考え方に弾力性があっても良いのではないか。
- 高校中退者のことも整理すべき。退所後に中退する人も結構いる。家庭に戻った後18歳を超えたら、資格取得の部分は対象とするなど、学びにつながるような形で、中退者も含めた仕組みも考えてはどうか。

⇒従来の大学等へ進学した者の学費だけでなく、高校を中退した者の学び直しや、就職者を対象とした資格取得にかかる費用などへの支援についても、実際のニーズや給付型奨学金とのバランスを見ながら検討

## ■ 事業実績

### (1) 給付型奨学金事業

#### [寄附実績]

年度	寄附件数	寄附金額合計
平成28年度	298件	25,128,330円
平成29年度	342件	27,173,188円
平成30年度	358件	22,623,722円
令和元年度	372件	35,008,518円
令和2年度	386件	69,493,399円
令和3年度	326件	31,123,916円
合計	2,082件	210,551,073円

#### [給付実績]

年度	給付者数	給付額合計	1人当たり平均給付額 (単年度ごと)
平成28年度	11名	3,720,000円	338,182円
平成29年度	10名	3,600,000円	360,000円
平成30年度	9名	3,240,000円	360,000円
令和元年度	9名	3,175,000円	352,778円
令和2年度	7名	1,608,306円	229,758円
令和3年度	8名	2,255,776円	281,972円
合計	54名	17,599,082円	325,909円

実給付者数：30名 実給付者1人当たり平均給付額：586,636円

### (2) 住宅支援

定員 13名（5住戸）

#### [利用実績]

年度	利用者数（利用住戸数）
平成28年度	5名（3住戸）
平成29年度	5名（4住戸）
平成30年度	2名（2住戸）
令和元年度	2名（1住戸）
令和2年度	3名（3住戸）
令和3年度	5名（3住戸）

実利用者数：14名

1人あたり平均利用年数：1.6年

## (3) 居場所・地域交流支援

## [実施・利用実績]

年度	延べ利用者数 ( ) はうち退所者数 実施回数	
	岡' s キッチン	シモキタトナリ
平成 28 年度	2 4 4 名 ( 3 1 名 ) 1 0 回	
平成 29 年度	1 8 6 名 ( 3 2 名 ) 1 2 回	1 0 3 名 ( 4 3 名 ) 1 2 回
平成 30 年度	1 8 1 名 ( 4 2 名 ) 1 2 回	1 2 1 名 ( 6 1 名 ) 1 2 回
令和元年度※	1 2 5 名 ( 3 4 名 ) 1 1 回	1 3 5 名 ( 8 4 名 ) 1 1 回
令和 2 年度※	9 7 名 ( 3 8 名 ) 1 0 回	6 7 名 ( 3 0 名 ) 1 0 回
令和 3 年度	1 3 1 名 ( 5 0 名 ) 1 2 回	1 0 4 名 ( 5 9 名 ) 1 2 回

※令和元年度及び2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を中止した月あり

## 世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区児童養護施設退所者等奨学・<u>自立支援</u>基金条例 平成28年3月8日条例第15号</p>	<p>○世田谷区児童養護施設退所者等<u>奨学</u>基金条例 平成28年3月8日条例第15号</p>
<p>改正 平成28年12月9日条例第68号</p>	<p>改正 平成28年12月9日条例第68号</p>
<p><u>改正</u> <u>令和5年●月●日条例第●号</u></p>	
<p>世田谷区児童養護施設退所者等奨学・<u>自立支援</u>基金条例 (設置の目的)</p>	<p>世田谷区児童養護施設退所者等<u>奨学</u>基金条例 (設置の目的)</p>
<p>第1条 <u>児童養護施設退所者等</u>の社会的自立に向け、<u>次に掲げるもの</u> <u>に対し、大学等への進学後の学費、就労のための技能の習得や生活</u> <u>の安定に必要となる費用</u>の助成を行う資金とするため、世田谷区児 童養護施設退所者等奨学・<u>自立支援</u>基金（以下「基金」という。） を設置する。</p>	<p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 41条に規定する児童養護施設、法第44条に規定する児童自立支援施 設<u>又は自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する児童自立生</u> <u>活援助事業を行う施設をいう。）</u>を退所した者<u>及び</u>法第6条の3第 8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は法第6条の 4に規定する里親への委託措置を解除された者に対し、社会的自立 に向け、大学等への進学後の学費の助成を行う資金とするため、世 田谷区児童養護施設退所者等<u>奨学</u>基金（以下「基金」という。）を 設置する。</p>
<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41 条に規定する児童養護施設又は法第44条に規定する児童自立支援施 設を退所した者 <u>（法第31条第2項の規定によりこれらの施設に引き</u> <u>続き入所している者を含む。）</u></p>	
<p><u>（2）法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行</u> <u>う者又は法第6条の4に規定する里親（以下「里親等」という。）</u> <u>への委託措置を解除された者（法第31条第2項の規定により里親等</u> <u>に引き続き委託されている者を含む。）</u></p>	
<p><u>（3）自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する児童自立生活</u> <u>援助事業を行う施設をいう。）に入所している者又は退所した者</u> (積立て)</p>	<p>(積立て)</p>
<p>第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。 (管理)</p>	<p>第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。 (管理)</p>



改正後	改正前
<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p>	<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p>
<p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 (運用益金の処理)</p>	<p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 (運用益金の処理)</p>
<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用)</p>	<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用)</p>
<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (一部処分)</p>	<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (一部処分)</p>
<p>第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部を処分することができる。 (委任)</p>	<p>第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部を処分することができる。 (委任)</p>
<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成28年12月9日条例第68号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。 <u>附 則 (令和5年●月●日条例第●号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成28年12月9日条例第68号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>